

平成28年 8 月 8 日

保険医療機関の指定の取消について

平成28年 8 月 1 日に開催された近畿地方社会保険医療協議会において、「保険医療機関の指定の取消」が妥当との答申がありました。

これを受け、近畿厚生局長は次のとおり対応することを決定しましたので、お知らせします。

1 保険医療機関の指定の取消

(1) 指定の取消となる保険医療機関

名 称	医療法人社団柘和会明石デンタルクリニック
所在地	兵庫県明石市山下町13番11号米澤ビル 1 階
開設者	医療法人社団柘和会 理事長 高山 義央 (法人番号5120005011216)
取消年月日	平成28年 8 月 15 日

2 監査を行うに至った経緯

(1) 平成26年 5 月 15 日から 9 月 18 日にかけて、開設者法人が開設する別の歯科診療所（以下「別診療所」という。）に対して実施した監査において、歯科訪問診療に係る診療録に実際に行った診療時刻と異なる時刻を不実記載し、歯科訪問診療料等を不正に請求していたことが認められ、別診療所と当該保険医療機関のレセプトの請求傾向が同様であることなどから、別診療所と同様、当該保険医療機関でも不正請求が行われていたことが疑われたため、平成27年 7 月 2 日ほか計 7 回の監査を実施した。

3. 取消処分 of 主な理由

監査において判明した取消処分の理由となる主な事実は、以下のとおり。

(1) 実際には歯科訪問診療を行っていない時刻に歯科訪問診療を行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた。（その他の請求）

4. 不正・不当請求金額

監査において判明した不正・不当請求金額は、監査で使用した平成25年 8 月分から平成27年 1 月分までのレセプトのうち以下のとおり。

・ 不正請求金額	19名分	68件	525,243円
・ 不当請求金額	4名分	13件	66,420円

なお、監査で判明した分以外についても、不正・不当請求のあったものについては、保険医療機関の指定日（平成25年 8 月 1 日）まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。

5. 再指定

原則として、指定の取消の日から5年間は、保険医療機関の再指定は行わない。

(参考) 取消処分の根拠条文

- **保険医療機関の指定の取消**
健康保険法第80条第2号及び第6号